平成２８年（フ）第２０４６号
愛知県海部郡大治町大字西條字南井口42番地
破産者　有限会社関根園芸
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１４号
大阪市北区西天満５丁目14番７号
破産者　株式会社アイアンドエル
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３３号
大阪市西淀川区大和田１丁目５番20号
破産者　オルメン株式会社
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１８号
大阪市東淀川区相川２丁目３番10号
破産者　有限会社岩田運送
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６８号
大阪市西区新町１丁目28番８号６Ａ
破産者　有限会社吉風
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３５号
大阪市北区天満３丁目５番３号　北天満ロイヤルハイツ503、開始決定時大阪市中央区釣鐘町２丁目２番12―706号
破産者　宮本　尚哉
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１６号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目11番26号リエラあべの阪南町401号
破産者　有限会社シュプール
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３号
堺市西区鳳中町１丁12番地の９北田マンション３Ｆ
破産者　有限会社北耕商店
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
岡山市北区大元駅前９番15―208号　クリンピア大元駅前
破産者　上原　康道
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
愛媛県松山市道後樋又４番26号
破産者　株式会社松本組
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3689番地
破産者　有限会社森光建設
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
盛岡市西松園３丁目９番４号
破産者　株式会社Ｄａｃｃｏ
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２９４号
茨城県鉾田市新鉾田西２丁目６番地11
破産者　有限会社こばやし
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８４１号
東京都町田市常盤町3297番地
破産者　有限会社カネマ建築
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４５号
川崎市高津区宇奈根710番地11
破産者　久下精機株式会社
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
岐阜県中津川市中津川2564番地の442
破産者　長尾建設株式会社
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３６号
三重県津市高野尾町4945番地４
破産者　赤塚　秋世
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７９号
三重県鈴鹿市長太旭町４丁目６番20号　コープ野村鈴鹿906号
破産者　矢田　勝己
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市南堀江１丁目10番22号
破産者　矢田　勝一
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４１号
三重県鈴鹿市高岡町2663番地の３　グランタイル高岡Ｄ101
破産者　佐藤　　剛
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５２号
広島県府中市鵜飼町555番地の27
破産者　モリシヨウ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２２７号
佐賀市愛敬町８番６号
破産者　有限会社小池整骨院
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係